

令和 7 年

惣社交番速報

**昨年にも続き、今年も発生!!
会社名や目的を告げない
不動産勧誘に気をつけて!!**

松本市内のアパートに住む方から、個人情報や資産状況を聞き出そうとする不審な業者が来訪し、不動産販売勧誘等された旨の通報が多数なされています。

訪問業者は、不動産関係・土地、地域開発の会社だと名乗り、執拗に個人情報等を聞き出そうとしたり、書類への記載を求めたり、契約を迫ったりしています。

夜間に訪問してきたり、拒否しても長時間居座ったりといった通報もあります。

このことを誰にも言うなと口止めされることもあります。

悪質不動産業者の手口・特徴

- 会社名や目的を告げずに勧誘し、個人情報等を聞き出す。
(必要事項不告知)
- 断ると人格を否定したり、営業妨害と言って、土下座を強要する。
(威圧、強要罪)
- 途中から上司も加わって、高圧的な態度で契約を迫る。
(威圧・強要)
- 断っても長時間居座る。
(勧誘継続・不退去罪)
- 夜間でも訪問してくる。
(夜間訪問訪問)

**一番の対策は玄関
ドアを絶対に開けな
いことです!**

< 対応 >

知らない人が訪問してきた際は、

- インターホンやドア越しに相手の身分や要件を確認する。
- 身分を明らかにしない相手には話を聞かず帰るように言う。
- 不用意に個人情報を伝えたり、書類に応じたりしない。
- 必要がない場合は毅然とした態度ではっきり・きっぱり断る。
- しつこければ何度でも断る。

もし、執拗な勧誘を受けて困った時は、110番または松本警察署(0263-25-0110)に通報してください。

万が一、自分の意思に反して、個人情報を伝えた、申込みや契約をしたという場合は、早期に

松本市消費生活センター 0263-36-8832

消費者ホットライン (局番なしで) 188

に相談してください。

惣社交番 0263-32-0637